

一般社団法人石川県バスケットボール協会 遵守義務規程

- (1) 加盟・登録団体および選手等は、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟及び日本中学校体育連盟の5団体が採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を遵守するものとする。

この規程は、平成26年4月6日より実施する。